

東京都宿泊税改正のお知らせ

【2027 年 4 月 1 日(木)より】

2027 年 4 月 1 日(木)以降のご宿泊より、東京都の宿泊税が変更となります。
ご予約日やご宿泊代金のお支払い日付(事前決済)に関わらず、2027 年 4 月 1 日(木)のご宿泊から適用され、宿泊税は現地にて別途お支払いが必要となります。
何卒ご理解とご協力をお願い致します。

2027 年 3 月 31 日(水)のご宿泊まで

宿泊料金	宿泊税(定額制)
10,000 円未満	課税されません
10,000 円以上 15,000 円未満	100 円
15,000 円以上	200 円

2027 年 4 月 1 日(木)のご宿泊より

宿泊料金	宿泊税(定率制)
13,000 円未満	課税されません
13,000 円以上	宿泊料金の 3%

※宿泊税は、食事代や消費税等を含まない宿泊料金(素泊まり料金)を基準に算出されます。

詳しくは東京都主税局ホームページをご覧ください。

[宿泊税の見直し](#)|[宿泊税](#)|[東京都主税局](#)